

ID: 24

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	大河原町立学校体育館等の使用条例 第3条		
例規番号	昭和39年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第3条の規定による。</p> <p>(使用)</p> <p>第2条 体育館等は、学校教育上又は管理上支障のない限り、社会教育並びに公益又は公共的 事業(営利を目的とするものを除く。)のため使用させることができる。</p> <p>(使用願)</p> <p>第3条 体育館等を使用しようとする者は、使用する7日前までに使用願(別記様式)を大河原 教育委員会に提出しなければならない。ただし、学校の開放の手続き等については、別に規 則で定める。</p>			
標準処理期間	4日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日